



持続化給付金・家賃支援給付金の申請がまだの人は急いで！

浜松市3密対策補助金申請受付期間再延長

厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例に対応し、継続的に感染対策に資する事業を実施した、個人事業主や中小企業者に対して事業費の一部が支援されます。

民商が副市長懇談等で支援を要求した成果でもあります。積極的に活用していきましょう。

申請受付期間…令和3年1月31日(日)まで※消印有効
ただし、物品の購入・設置・改修は令和2年12月31日(木)までに完了している必要があります。

持続化給付金・家賃支援給付金相談会

10月13日に浜松民商で持続化給付金・家賃支援給付金相談会を開催し、会外からの相談者の質問に答えました。

相談会では、「自分が対象に入っているかどうか知りたい」「この売上で申請したら、いくらもらえるのか」「申告をしていないがどうしたら」などの質問がありました。

また、夜も開催していたことから、問い合わせのあったときにも「夜に開催してくれるのは非常にありがたい」などの声もありました。

相談会は下記の日程でも開催予定です。知り合いなどで困っている業者がいましたら、民商のことを教えてあげてください。

申請締め切り迫る！

なお、持続化給付金・家賃支援給付金は来年1月15日が申請期限です。年末年始は、年末調整や確定申告計算会を開くため、対応が難しくなっています。対象になっている方はすぐに準備をして申請をしましょう。自分が対象になっているか分からない方は、早めに事務局まで相談をしましょう。

相談会予定

11月19日(木)

12月17日(木)

昼の部 13:30~15:00
夜の部 19:00~20:00

事業収入が減少した中小事業者等に対する

固定資産税等の軽減措置 (抜粋)

更新日: 令和2年10月12日

コロナの影響により事業収入が減少した事業者等に対して、令和3年度課税の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減されます。

対象者及び軽減割合

令和2年2月から1月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同時期と比較して、30%以上減少。

- 30%以上 50%未満の減少 ↓ 2分の1
- 50%以上の減少 ↓ 全額免除

対象資産 (1) 事業用家屋 (2) 償却資産

事業用家屋…個人所有の居住用家屋は対象外。事業用と居住用の一体家屋は、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象。

※令和3年1月1日時点で所有している事業用家屋が軽減対象となります。

申告期間

令和3年1月4日(月) から令和3年2月1日(月) までに申告が必要です。申告期限を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができません。

問い合わせ

浜松市役所財務部資産税課
TEL: 053-457-2155

申請期間が短い上に、申請書に商工会議所などで確認をしてもらい、確認印をもらう必要があります。早めに準備しておきましょう。

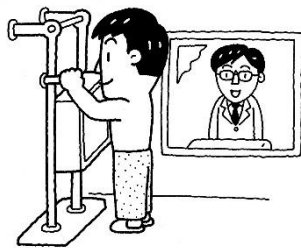
高すぎる国保、何とかして！

みなさんの「国保が高い！」「安くして欲しい！」の声を浜松市に届けるため取り組んできた「国民健康保険料の改善を求める請願」署名を、11月2日に浜松市議会議長に提出予定です。
まだ積み増しが可能です。お手元に署名がありましたら、早急に届けて下さい。



健康診断は受けていますか？

家族の誰が倒れても商売に影響が出てしまいます。安心して商売を続けるためにも、年1回は健康診断を受けましょう。民商共済会は大きな病気になる前に定期的に受診することを勧めています。



共済会では加入者に対し、県共済会から補助が出る集団健診（8、10月。佐藤町診療所）以外にも、市の検診や掛かり付け医での健康診断についても浜松民商共済会が独自に助成金を出しています。健診を受けた時の領収書等コピーを役員・事務局へお渡し下さい。なお先日、9月頃までに申し出頂いた分の助成金をお届けしました。受診や届出をしたのにまだ助成金を受け取っていないなどがありましたら、役員・事務局までご確認ください。

※健診助成金は4月から3月の年度で1回のみ適用

また、8、10月に佐藤町診療所にて健診をして、さらに再検査で受診をした方には、再診補助金もあります。再検査である旨と領収書コピーを役員・事務局へお渡し下さい。再検査が必要でも受診しない方が多くいます。しっかりと再検査をして、元気に商売を続けていきましょう。

共済会未加入の人は、これを機会に共済会に加入しませんか？ 会員本人、配偶者は無条件で入れます。※免責あり。詳細は役員・事務局へお尋ね下さい。

保険料控除証明書が届いています

みなさんのところに、保険会社から生命保険料控除証明書が届いていると思います。この証明書は確定申告や年末調整等で必要になりますので、無くさないように気をつけて保管をしてください。

また、今年も残すところあと2ヶ月になりました。確定申告の準備は一朝一夕では出来ません。確定申告は所得税だけでなく、市民税、国保などにも関わるものです。領収書などの整理や日々の記帳を大切に、確定申告に臨みましょう。



民商に寄せられた相談

民商には日々、様々な相談が寄せられています。その一部を紹介します。何かあればお気軽にご相談下さい。

- 捨てていい書類が分からない。
- 持続化給付金の対象になるの？
- パソコンが上手く使えない。(TOT)。
- Go To イートに店として登録したい！
- 家賃支援給付金の条件や必要書類を知りたい。
- 事業収入が減少したので国保、介護保険、後期高齢者保険、固定資産税の減免申請をしたい！
- 息子が開業をしたいと言っているが・・・。
- 売上が激減！ 期中の役員報酬の減額は？
- 税務調査に入られるが、どうしたら？
- 労働保険・雇用保険に入りたい。
- 国から自営業の実態調査が来たが回答しないといけないのか？
- PayPay の仕訳のやりかたは？ など

餅つき大会 中止

例年開催している共済会餅つき大会ですが、今年は中止することとなりました。楽しみにしてくれた方、ごめんください。来年以降に企画をしていきますので、その時にはご参加下さい！

印刷機故障

会員の皆さんにもご利用いただいていた輪転機（白黒・印刷機）が故障して、現在のところ直る見込みがありません。ご迷惑かけて申し訳ありません。

今後の予定

- 11 / 7(土) 無料法律相談日(要予約)
- 毎月24日 消費税廃止署名宣伝行動
- 12 / 5(土) 無料法律相談日(要予約)
- 13(日) 浜松民商婦人部定期総会

※法律相談は、原則として2日前の木曜日の午前中で予約の締め切りとさせていただきます。

※毎週木曜日の午前中(月末除く)は事務局会議を行っています。事務所にお越しいただいても対応が出来ない場合があります。あらかじめご了承ください。

